



トピックス P2 注文していない健康食品の送りつけ商法にご注意ください!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの 相談窓口 から

自宅に突然訪問してきた業者と契約した 「水道管洗浄と活水器取付け工事」 ～高額なので解約したいのですが～

相談

突然、自宅に業者が訪問し、「水道管の内部を1,000円で検査する」と言うので、その場で検査してもらったところ、「赤さびがひどいので、数箇所の洗浄と活水器の取付けが必要だ」と言われ、不安になって、契約して洗浄と取付け工事を行い、約40万円支払いました。しかし、高額なうえ、普段あまり使用しない箇所も洗浄されていました。解約したいのですが…(50代 女性)



回答

この事例は、「安い料金(または無料)で点検する」と訪問し、「水質に問題がある」などと言って消費者の不安をあおり、商品やサービスを契約させる「点検商法」と呼ばれるものです。「点検商法」は、内容が専門的なものが多く、消費者にとっては、その契約が本当に必要かどうかその場で判断することが難しい場合がほとんどです。

相談者には、この商法は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)できるので、文書で解約通知を出すよう助言しました。既に代金を支払っている場合は、返金と、取付工事について原状回復を求める旨もあわせて明記します。

トラブルに巻き込まれないためには、当初依頼した目的と異なる商品の取り付けや工事が必要と言われても、その場ですぐに契約せず、本当に必要な工事か検討し、複数の業者から見積りを取るなど、慎重に対応することが大切です。



万一トラブルにあったら、一人で悩まずに、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

注意喚起! ペット等の動物が関係する製品事故に注意!

「ペット(犬や猫等)が電源コード等をかじったり、つめでひっかいたことにより配線がショートし発火した」「ペットの尿等で電子基板がショートしたり、コンセント等でトラッキング現象が発生し、発火した」などペット等の動物が関係すると思われる事故が発生しています。ペットはさまざまなものに興味を持ちます。ペット等の事故を防止するために、次の点に注意してください。

- 犬や猫等のペットは、電源コード等をかじったり、ひっかいたりして、断線させたりショートさせたりすることがあります。室内でペットを飼う際には、電源コードにカバーをかけるようにしましょう。また、ペットが電源コードをコンセントから抜いて火花が散ることもあるので、コンセントカバー等を利用しましょう。
- ペットの尿による電気製品の発火事故が発生しています。ペットが好む排尿場所等に電気製品や電気コードを置かないようにしましょう。
- ペットは、小さなものを口に入れ、かじってしまうことがあります。携帯電話や携帯電話用バッテリー等、小さなものは放置しないようにしましょう。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs13062701set.pdf>



注文していない健康食品の送りつけ商法にご注意ください!

心当たりのない業者から突然、「以前、注文された健康食品を届ける」と電話があり、「注文していない」と断ったにもかかわらず、強引に代金引換で送りつけられる等という健康食品の送りつけ商法に関する相談が、県消費生活センターに多数寄せられています。

●相談事例

- 心当たりのない業者から「健康食品を届ける」と電話があり、「注文していない」と断ったところ、「パソコンに注文した記録が残っている」と強引に迫ってきた。断っても何度も電話がかかるので「警察に届ける」と言ったら電話が切れた。
- 「ご家族の方が注文した健康食品を送る」と業者から電話があった。身に覚えがないため断ったところ、「受注生産品なので必ず買取ってほしい。支払わないと裁判になる」と脅された。
- 注文した覚えのない健康食品が宅配便で送られてきて、代金引換で受取ってしまった。返品し、支払った代金を返してほしい。



●対処法

①電話がかかってきた場合

- 注文した覚えがなく、購入するつもりがなければきっぱり断ってください。
- 相手に脅された場合は、警察に相談してください。

②商品が届いた場合

- 断ったにもかかわらず代金引換で商品が送られてきたら、受取拒否をして、代金は支払わないでください。
- 商品の購入を承諾した場合でも、契約書面を受取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

③高齢者を対象に勧誘しているケースが多いので、周囲の方々の見守りをお願いします。

万一トラブルにあったら、一人で悩まずに、早めに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。＜相談窓口一覧はP4をご覧ください。＞

詳しくは、富山県消費生活センター HPをご覧ください。
<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/ansin/pdf/file123.pdf>
くらしの安心情報(情報ファイルNo.123:平成24年10月10日発行)

夏の省エネはじめませんか ~電力需給対策について~

暑い夏はエネルギー消費の増える季節ですが、一人ひとりのちょっとした工夫や心がけにより、エネルギーの消費を抑えることができます。

家庭やオフィスにおいても、室温28℃を目安とした温度設定や冷蔵庫などの効率的な使用など、身近にできる省エネ対策をはじめましょう。

★エアコン

- 冷房は温度設定を28℃にしましょう。

また、不必要なつけっぱなしはやめましょう。



★テレビ

- 画面の明るさを下げ、必要なとき以外は主電源からOFFにしましょう。

★洗濯

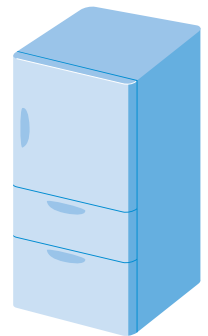
- お風呂の残り湯を使用し、まとめて洗濯しましょう。

★照明

- 日中は不要な照明を消しましょう。

★冷蔵庫

- 扉は開閉を少なくし、開けている時間は短くしましょう。
- 食品を詰め込みすぎないようにしましょう。

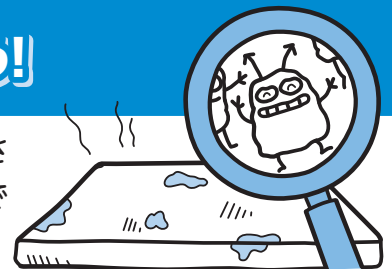


食品がいたまないよう
ご注意ください!

無理な節電の取組みは、熱中症等にかかるおそれもあるため、お住まいの地域や、自身の健康、体調等を十分に考慮し、できる範囲でのご協力をお願いします。

夏は食中毒に注意しましょう!

夏は気温や湿度が高くなり、食品が腐りやすくなります。また、暑さで疲労がたまり、抵抗力が弱まるなど、食中毒が発生しやすい季節です。以下のポイントを参考に、健康な夏を過ごしましょう!



●食中毒予防三原則

微生物をつけない

微生物をふやさない

微生物をやっつける

●食中毒予防の7つのポイント

1.食品の購入

要冷蔵品は買物の最後に購入し、早めに持ち帰りましょう

2.食品の保存

冷蔵庫、冷凍庫の詰めすぎは禁物!
7割が目安です

3.下準備

包丁やまな板は、食材が変わるたびにしっかり洗浄、熱湯消毒しましょう

4.調理

食材はしっかり加熱しましょう。中心温度75℃以上1分間以上の加熱が目安です

5.食事

調理済みの料理は、室温に長く放置せず、すぐに食べましょう

6.残った食品

あら熱をとり、浅い容器に小分けし、できるだけ早く冷蔵庫で保存しましょう

7.手洗い

食中毒防止の基本は手洗いです。また、体調の悪い人は調理に従事しないようにしましょう



お問合せ先：富山県生活衛生課食品乳肉係 ☎076-444-3230

平成25年度 消費者カレッジを開催します!

受講無料

会場 富山県民共生センター サンフォルテ（富山市湊入船町6-7）1F 共用会議室

回	日時	講座内容	講師
1	9月10日(火) 13:15～16:45	○消費者関連(13:30～15:30) 「最近の消費者トラブルとその対処法」 ○食品(15:45～16:45) 「知っておきたい薬や健康食品の基礎知識」	弁護士 橋爪 健一郎 薬剤師 大野 夏愛
2	9月17日(火) 13:15～16:30	○IT関連(13:15～15:15) 「IT被害を回避するための方法等」 ○製品事故(15:30～16:30) 「家庭で防げる製品事故の方法等」	NPO 法人PCTOOL 代表 能登 貴史 独立行政法人 製品評価技術 基盤機構職員
3	9月24日(火) 13:15～16:30	○生活経済(13:15～15:15) 「これだけは知っておきたいマナーの基礎知識」 ○消費生活相談の現場から(15:30～16:30) 「消費生活相談業務の経験から伝えたいこと」	ファイナンシャル・プランナー(CFP) 西川 育恵 消費生活アドバイザー 吉田 秀子

◆募集人員

各講座40名程度(希望する講座のみの受講も可能です。)

◆申込方法

①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③受講講座(一部講座のみ受講の場合)をご記入の上、所定の申込書を郵送、ハガキ、FAX、電話のいずれかの方法によりお申込みください。(電話の場合は上記①～③の内容をお伝えください。)

※申込書は県消費生活センターや各市町村の消費生活相談窓口で配布しているほか、県消費生活センターホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)からダウンロードすることもできます。

◆締め切り

平成25年8月16日(金)(郵送申込みの場合、当日消印有効)

申込み・問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県消費生活センター
(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(富山市役所内)

..... ☎076-443-2047

高岡市 市民協働課 ☎0766-20-1522

[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)] ☎0766-28-1141

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内334)

黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760(内735)

南砺市 住民生活課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035

射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内29)

上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内132)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(内135)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館新館5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

消費者の安全・安心コーナーホームページURL <http://www.consumer-toyama.jp/>